
AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2026 年 10 月 26 日

国防動員法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂

弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆

弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・国防動員法 ←今号の注目法令
- ・AIに関する紛争事件の法に基づく審理に関する意見 ←今号の注目法令
- ・危険化学品取扱許可証管理弁法(改正意見募集稿)
- ・保険法(改正草案意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただきます。

◆グレーターチャイナセミナーが次のとおり開催されました。

第 48 回(台湾)

日時:2026 年 7 月 16 日(木)

「中国の最近の処罰事例から学ぶ中国当局の考え方ー内巻時代のコンプライアンス最前線」

講師:パートナー、台湾弁護士 呉 曉青

第 49 回(中国メインランド)

日時:2026 年 9 月 17 日(木)

「中国投資規制の落とし穴ー中国への投資・中国からの投資・撤退まで」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

スペシャル・カウンセラー 繆 媛媛

第 50 回(中国メインランド)

日時:2026 年 10 月 15 日(木)

「中国ビジネスの「守り」を再考する —「個人」への責任追及と「国境」を越える規制にどう向き合うか—」

講師:パートナー、中国弁護士 屠 錦寧

II. 中国法令アップデート(主に 2026 年 9 月 1 日～9 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令の 1 本目は、「国防動員法」の改正である。今回の改正では、国防動員に関する体制や民用資源の動員に関する規定が整備された。特に、従来から認められていた民用資源の「徴用」に加え、所有権の取得を伴い得る「収用」が明文で追加された点が注目される。中国に進出する日系企業にとっても、有事における工場・設備等の収用・徴用リスクを把握しておくことが重要である。

注目法令の 2 本目は、最高人民法院が公表した「AI に関する紛争事件の法に基づく審理に関する意見」である。本意見は、AI に関する民事紛争について裁判所の判断指針を示すものであり、AI による人格権侵害、AI 製品の欠陥に伴う製品責任、AI 生成コンテンツによる著作権侵害等について規定している。中国で AI 関連の製品・サービスを開発・提供する日系企業にとって、法的責任の判断基準を把握する上で重要な内容となっている。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

国防動員法

[ポイント] 本法は、国防動員の準備・実施等について定める法律であり、2010 年に制定された。今回の改正では、国家の安全に加えて「発展利益」の保護を国防動員の目的に明記するとともに、平時からの動員準備、国防動員に関する組織・運営体制、民用資源の動員等に関する規定が整備された。

1. 民用資源の収用・徴用に関する改正

日系企業との関係で特に注目されるのは、民用資源の収用・徴用に関する規定の改正である。

旧法においても、国防動員の実施が決定され、備蓄物資では動員の需要を適時に満たせない場合、県級以上の人民政府が、企業や個人の所有又は使用する施設、設備、場所その他の物資を徴用できることが規定されていた(旧法 54 条)。また、企業等には適法な徴用に応じる義務が課されていた(旧法 55 条)。

今回の改正では、従来の「徴用(征用)」に加えて、「収用(征收)」が明文で追加され、政府が民用資源を収用又は徴用できることが規定された(改正法 63 条)。一般に、徴用が財産の一時的な使用を目的とするのに対し、収用は財産の所有権の取得を伴い得るものであり、政府による民用資源の動員権限が拡張されたといえる。

また、対象となる民用資源について、従来の施設、設備、場所等に加えて「交通手段」が明記されるとともに、従来の「その他の物資」が「その他の資源」に変更された(同条)。

補償についても、旧法では国家の関連規定に従って補償する旨が定められていたが、改正法では、資源の毀損・滅失や収用・徴用に伴う直接経済損失について、「公平かつ合理的な補償」を行うことが明記された(改正法 67 条)。

2. 日系企業への影響及び留意点

日系企業の中国現地法人も本法の適用対象となり得るため、中国有事においては、工場、製造設備、車両、倉庫等の収用・徴用により事業活動に影響が生じる可能性がある。

もっとも、収用・徴用の実施については、原則として国防動員の実施決定及び備蓄物資では需要を満たせないことが前提とされており、政府が平時から無制限に企業の資産を収用・徴用できるものではない。

また、本法は交通運輸、通信、エネルギー、医薬衛生等の分野における特別な統制措置も規定しており、直接の収用・徴用の対象とならない企業についても、物流やサプライチェーンの制約等が生じる可能性がある点に留意が必要である。

[原文] 国防动员法(中華人民共和国主席令第 83 号)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

2026 年 8 月 28 日公布、2026 年 10 月 1 日施行

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

<民事訴訟法>

AI に関する紛争事件の法に基づく審理に関する意見

[ポイント] 最高人民法院は、2026 年 9 月 7 日、「AI に関する紛争事件の法に基づく審理に関する意見」(以下「本意見」という。)を公表した。中国では既に、生成 AI のハルシネーションについて提供者の責任が争われた事件や、AI で他人に酷似した顔を生成してショートドラマに使用した事件等が発生している。他方、AI に関する紛争に特化した法律は未制定であり、これまで、民法典や著作権法、個人情報保護法等の既存の法律により処理されてきたが、ディープフェイクやハルシネーションによる権利侵害、自動運転等をめぐる裁判例の判断枠組みは統一されていなかった。

全 5 部 24 条で構成される本意見は、最高人民法院が初めて公表した AI の民事紛争に関する意見であり、権利侵害、知的財産権、訴訟手続等について各級人民法院の裁判の指針を示すものである。そのため、中国で AI を用いたサービスや製品を提供する日系企業においては、特に注意が必要である。本意見の主な内容は、以下のとおりである。

1. 過失責任の原則

AI を利用した民事上の権益の侵害については、法律に別段の定めがない限り、過失責任の原則(行為者に故意又は過失がある場合に限って損害賠償責任を負う原則)により責任の有無を判断するものとされた(3 条)。過失の判断に当たっては、AI が使用された場面や AI の自律化の程度、開発者・提供者が講じた予防措置、利用者の予見・制御能力等が総合的に考慮される(同条)。AI 産業の発展初期に過重な責任を課すことを避ける趣旨であるが、AI 関連の企業においては、自社の予防措置等を点検しておくことが望ましい。

2. AI による人格権侵害

本人の同意なく、AI を利用して自然人の氏名や肖像、声等を処理し、その人と識別できるバーチャルデジタル像や合成音声を生成して使用・公開した場合には、氏名権、肖像権、声の権益等の侵害となる旨が定められた(4 条)。また、生成した像や音声を操作して社会的評価を低下させた場合には名誉権の侵害となる(同条)。

他方、生成 AI が自動生成したコンテンツが他人の人格権を侵害した場合、提供者は、権利者の通知を受けたにもかかわらず生成停止等の必要な措置を適時に講じなかったときに責任を負うものとされた(7 条)。

また、AI モデルの学習のために公開済みの個人情報を合理的な範囲内で処理し、かつ本人が明確に拒否していない場合には、原則として個人情報権益の侵害とは認定されないものとされた(6 条)。もっとも、個人の権益に重大な影響を及ぼす場合には本人の同意が必要とされている(同条)。

3. AI 製品責任

AI 製品に欠陥があり損害が生じた場合、生産者・販売者は、過失の有無を問わず製品責任を負う(9 条)。もっとも、ここでいう「AI 製品」は、ロボットや自動運転車のように有体物を伴うものに限られ、生成 AI サービスは含まれないものとされた(同条)。また、欠陥の有無の判断では、生産者・販売者が、AI 製品の使用場面、限界及び予見できるリスクについて正しく説明し、明確に警告していたか否かが重点的に審査される(同条)。

4. AI 生成コンテンツと知的財産権

AI 生成コンテンツが他人の著作権を侵害した場合、裁判所は、AI サービスの類型、学習データの出所、各当事者の関与の程度、講じた措置、利益の取得状況等を総合的に考慮し、開発者・提供者・利用者それぞれの責任を判断するものとされ、AI が生成したことを理由に責任を免れることはできないものとされた(12 条)。

権利者は、侵害コンテンツが当該 AI により生成され、自己の著作物と実質的に類似することを立証する必要がある一方、開発者が侵害を否定する場合には、学習データの出所や学習過程の記録等の提出を命じられる(同条)。そのため、AI を開発・提供する企業においては、これらの記録を保存しておくことが重要である。

また、利用者が既存の著作物を知り、又は知るべきでありながら、AI を使ってそれと実質的に類似する作品を生成した場合には、原則として権利侵害となる旨が定められた(同条)。

なお、AI 生成コンテンツの著作物性や、他人の著作物を無許諾で AI の学習に使用することの適法性については、起草

過程において意見の対立が大きかったため規定が見送られており、今後の動向を注視されたい。

〔原文〕 关于依法审理涉人工智能纠纷案件的意见 (法発[2026]10 号)

〔公布／公表機関〕 最高人民法院(最高人民法院)

2026 年 9 月 7 日公表、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 伊藤 誠悟

草案・意見募集稿等

危険化学品経営許可証管理弁法(改正意見募集稿)

〔ポイント〕 中国では、危険化学品の経営について許可制度が採用されている。中国国内において、「危険化学品目録」に収載されている危険化学品を取り扱う事業を行う企業は、「危険化学品経営許可証管理弁法」に従い、危険化学品経営許可証を取得しなければならない。同弁法は 2012 年に公布・施行され、2015 年に一度改正された。今回の意見募集稿は、同弁法の二回目の改正に向けた意見募集稿である。今回の主な改正点は以下のとおりである。

1. 適用対象の調整

現行法では、中国国内において「危険化学品目録」に収載されている危険化学品の経営活動を同弁法の適用対象とし、民用爆発物、放射性物質、核物質、都市ガス等は適用対象から除外されている。今回の改正では、国防関連の科学研究・生産に使用される危険化学品等についても、適用対象外であることが規定されている(2 条)。

2. 危険化学品の経営形態の列挙

今回の改正では、企業の実状を踏まえ、危険化学品の経営形態として、貯蔵施設を有しない経営、危険化学品販売店舗やガソリンスタンド、貯蔵施設を有する経営、倉庫保管経営等が明確に規定されている(5 条)。ただし、本意見募集稿では、これらの経営形態について、明確な定義は設けられていない。

3. 許認可権限の調整及び電子化管理の強化

危険化学品経営許可証の主管部門は応急管理部門である。今回の改正では、各級の応急管理部門の管理権限について一部調整がなされた。例えば、市級の主管機関は、自ら所管する経営許可の審査・許可証の発行業務を県級の機関に委託して実施させてはならないことが明確に規定された(6 条)。

また、今回の改正では、電子化管理に関する規定が明確化された。例えば、電子証書の規格や要件が具体的に規定され、電子証書と紙媒体の許可証が同等の法的効力を有することが明記された(14 条)。

〔原文〕 危险化学品经营许可证管理办法 (修订征求意见稿)

〔公布／公表機関〕 応急管理部(応急管理部)

(意見募集期間: 2026 年 9 月 21 日～2026 年 10 月 22 日)

執筆担当: 北京オフィス顧問 李 彬

保険法(改正草案意見募集稿)

〔ポイント〕 国家金融監督管理総局が公表した保険法改正草案(意見募集稿)は、十数年ぶりの大規模な見直しで、全 8 章 214 条から構成され、保険会社のガバナンス強化、消費者保護の拡充、違反コストの引き上げを主な目的とする。

1. 保険会社設立時の最低資本金(72 条)

保険会社を設立する場合、最低資本金は 10 億人民元とし、全額を払込済みの貨幣資本としなければならない。金融監督管理機構は、業務範囲や経営規模に応じて下限を調整できるが、10 億人民元を下回することはできない。現行法の最低 2 億人民元と比べると、資本金要件のハードルは大幅に引き上げられており、資本金の不十分な主体の参入を制限し、支払能力リスクを事前に抑制する。

2. 株主・実質的支配者まで及び監督(87 条)

保険会社の株主・実質的支配者は、虚偽出資、循環出資・出資金の引き抜き、株式の名義貸し(代持)、不当な経営介入、保険会社資金の横領、不正な関連取引などを行ってはならない。現行法には、実質的支配者の禁止行為を明文化した規定は存在せず、また、ここで規制の対象となる株主の範囲も限定されていない。今回の改正案により、背後にいる実質的支配者を法的監督対象に追加し、名義株式を禁止することで、株主による保険会社の資産流出を防止する。

3. クーリングオフ(猶予期間)の法定化(50条)

保険期間が1年以上の生命保険契約については、監督当局の定めに従い猶予期間を設けなければならない。契約者は猶予期間内に契約解除権を有し、保険者は速やかに保険料を返還しなければならない。現行法では、クーリングオフは監督上の慣行にとどまり、法律には明記されていない。今回の改正案により、長期生命保険のクーリングオフを法律上の義務とし、販売時の誤導から保険契約者を保護する。

4. 健全経営規則の明記(142条)

保険会社は、健全経営規則を遵守しなければならない。同規則には、ガバナンス、内部統制、関連取引、情報開示、支払能力、資金運用、資産負債管理、消費者保護、ネットワーク・データ安全などが含まれる。現行法には、健全経営に関する具体的な項目を列挙した条文はない。今回の改正案により、経営上の各種義務を法律レベルで整理し、データセキュリティや消費者保護も経営上の必須事項として位置づける。

5. 罰則の強化(7章)

現行法では罰金額が低く、違反による利益が罰金額を上回るケースも存在する。また、株主・実質的支配者への直接的な責任追及が限定的であった。今回の改正案では、保険機関に対する罰金の上限を大幅に引き上げるとともに、役員・株主・実質的支配者個人に対しても罰金や市場参入禁止措置を追加し、違法所得は没収する。これにより、違反コストを引き上げ、機関だけでなく責任者個人に対する追及を強化する。

[原文] 保険法（修订草案征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家金融监督管理总局(国家金融监督管理总局)

(意見募集期間:2026年9月4日～2026年10月3日)

執筆担当:北京オフィス顧問 李 加弟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。

弁護士 射手矢 好雄	yoshio.iteya[at]amt-law.com
弁護士 森脇 章	akira.moriwaki[at]amt-law.com
弁護士 中川 裕茂	hiroshige.nakagawa[at]amt-law.com
弁護士 若林 耕	ko.wakabayashi[at]amt-law.com
中国弁護士 屠 錦寧	tu.jinning[at]amt-law.com
弁護士 尾関 麻帆	maho.ozeki[at]amt-law.com
弁護士 横井 傑	suguru.yokoi[at]amt-law.com
弁護士 唐沢 晃平	kohei.karasawa[at]amt-law.com

※メールを送信する際には、[at]を@に変更してお送りください。

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。